

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	石油コンビナート等災害防止法に基づく措置命令違反による使用停止命令
概 要	市町村長等は、石油コンビナート等災害防止法に規定する命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）第21条第3項 （ <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/</a> ）
処分基準	・石油コンビナート等災害防止法第21条第3項 第18条第3項の規定は、前2項の規定による命令に違反した特定事業者について準用する。この場合において、第18条第3項中「前項」とあるのは、「第21条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。  ・石油コンビナート等災害防止法第18条第3項 市町村長等は、前項の規定による命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備 考	